

自衛隊記念日に関する訓令を次のように定める。

昭和41年9月2日

防衛庁長官 上 林 山 榮 吉

自衛隊記念日に関する訓令

改正 平成19年1月5日庁訓第1号

(自衛隊記念日)

第1条 自衛隊の創設を記念し、隊員の使命の自覚と士気の高揚をはかり、もつて自衛隊のすぐれた伝統をつちかうとともに、国民の自衛隊に対する理解と信頼とを深めるために、自衛隊記念日を定める。

2 自衛隊記念日は、11月1日とする。

(儀式その他の行事)

第2条 防衛大臣は、自衛隊記念日又はその前後に自衛隊記念日にふさわしい儀式その他の行事を行う。

2 自衛隊の部隊及び機関の長は、前項の例に準じて儀式その他

の行事を行うものとする。

附 則

この訓令は、昭和41年9月2日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。